

ちゅうおう 消費者だより

P1 使い捨てライターの廃棄に注意！
P2～3 貸金業法の改正
P4 出前講座
平成23年度消費生活センター事業案内

第148号
平成23年4月

編集発行
中央区
消費生活センター
☎3546-5332

使い捨てライターの廃棄に

子供によるライターの火遊びが原因とみられる火災が多発しています。不要なライターは**ガス抜き**してから捨てましょう。

注意!



ガスの抜き方

火の気のないことを確認し、
風通しのよい屋外で行いましょう。

- 1 周囲に火の気のないことを確認し、ライターの着火スイッチを押し下げる。着火したときはすぐに吹き消す。
- 2 押し下げた状態の着火スイッチを、輪ゴムや粘着力の強いテープなどを使って固定する。「シュー」という音とともにガスが噴出していることを確認する（音が聞こえない場合は、炎調整レバーをプラス方向に最大まで移動させる。）
- 3 この状態のまま、屋外に半日から1日放置する。
- 4 固定していた輪ゴムやテープをはずし、念のため着火操作をして、火が着かないことを確認したら**ガス抜き**は完了です。



また、ガス抜きしたライターは中央区では燃やさないゴミの日に出してください。

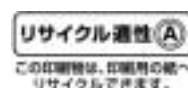
消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎3543-0084

平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。



近年、消費者ローンなどの利用で返済しきれないほど多額の借金を抱えてしまう「多重債務」に苦しむ人が増え、深刻な社会問題となっています。こうした事態に対応し、借り手を保護することを目的に、平成22年6月18日に改正貸金業法が完全施行されました。

貸金業法

貸金業法は、貸付の金利と利息制限法の上限金利の関係を定めた法律です。改正貸金業法は、貸付の金利と利息制限法の上限金利の関係を定めた法律です。

出資法の
上限金利

貸付金利

年5%

10万円以上

利息制限法の
上限金利

出資法の上限金利が年29.2%から年18%に引き下げられ、貸付金利が撤廃されました。改正貸金業法の水準（貸付額に応じた年

年5%
10万円以上18%
10万円未満10%

なお、利息制限法の上限金利を超える金利での貸付けは、超過部分について民事上無効で、行政処分の対象にもなりません。出資法の上限金利を超える金利での貸付けは、刑事罰の対象です。



3 貸金業者に対する規制強化

法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある者（貸金業務取扱主任者）を営業所に置くことが必要になりました。

貸金業者とは

お金を貸す業務、またはお金の貸借の媒介業務を営んでいる業者のことです。

消費者金融、クレジット会社や信販会社で財務局長または都道府県知事の登録が義務づけられています。

ヤミ金融

登録を受けずに違法に貸金業務を営む業者のことです。

最近の例：クレジットカードショッピング枠の現金化
現金を入手する目的で「ショッピング枠」を使うように誘って来ます。
絶対に誘いに応じないでください。



- ・多重債務問題は、様々な救済方法によって必ず解決することができます。
- ・借りては返すような日々を送って、一人で悩んでいても何も解決しません。返済に追われる苦しい生活から、一日も早く借金を整理して、落ち着いた生活に戻れるようにしましょう。
- ・なぜお金が必要なのか、いくら借りたいのか、借りたらどのようにして返済していくのか、きちんと計画を立てていきましょう。

返済していくことが難しい、厳しいと思ったら、悩まずなるべく早めにご相談してください。

○中央区消費生活相談専用ダイヤル

03 (3543) 0084

平日（月～金曜日）

午前9時から午後4時まで



貸金業法の改正

1 年収の3分の1を超す融資の禁止（総量規制）

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、貸金業者からの借入残高の上限が制限されました。借入残高の上限が個人の年収の3分の1までとなりました。

・個人が貸金業者やクレジット会社から借入れる場合（キャッシング）に適用されます。

※銀行などのカードローンやクレジットカードでの商品購入と住宅ローンや自動車ローンはこの規制から除外されます。

● 新規借入れのみ適用されます。

複数の貸金業者から借りている場合、すべての借入れの合計が年収の3分の1以内でなければなりません。すでに3分の1を超えている場合には新規の借入れはできなくなります。

● 借入れの際には、基本的に、「年収を証明する書類」が必要となります。

貸金業者から50万円を超えて借りの場合や他の貸金業者の分も含めて100万円を超える場合は、年収を証明する書類（源泉徴収票・給与明細・確定申告書など）の提出が必要となります。

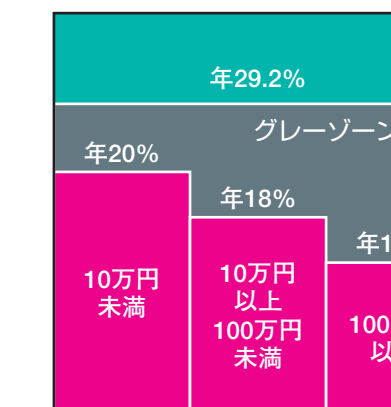
● 専業主婦（夫）は配偶者の同意書や配偶者の年収の証明書が必要となります。

配偶者の借入金額と合計して年収の3分の1を超えたら借入れはできません。

商品購入は、対象外で、年収の3分の1を超える借入れがある場合でもクレジットカードで買い物を行うことができます。

2 上限金利の引き下げ

これまでは、この出資法の上限間の金利でも、一定の要件を満たせば、いわゆる「グレーゾーン」



平成22年6月18日以降、出資法上の上限金利が年20%に引き下げられ、グレーゾーン金利（年15%～20%）となりました。

元本	100万円以上	100万円未満～10万円未満	10万円未満
年29.2%	年29.2%	年20%	年18%
年20%	年20%	年18%	年15%
年18%	年18%	年15%	年15%

多重債務に陥らないために

多重債務に陥らないために気をつけることは、「収入の中で生活する工夫をする」ことです。

《ふだんの生活のなかで》

- ・自分なりの生活設計を立て、日々の生活に必要なお金、いざというときの備えのお金などを考えておきましょう。
- ・クレジットカードは、自分で管理できる枚数にし、毎月の支払額をきちんと把握しましょう。
- ・買いたいものは、今本当に必要なものなのか考えてみましょう。



《借りるときには》

- ・お金を借りることが必要な場合、いつ、どのように返すかの計画をきちんと立て、返済できる計画が立たないお金は借りないようにしましょう。



出前講座

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のために、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会に講師を派遣します。



講座内容

- ・エンディングノート（備忘録）
 - ・振り込めサギなどの悪質商法
 - ・食品表示
 - ・身のまわりの危険（家庭内事故）
- その他の内容についてもご相談下さい。



費用

講師謝礼は中央区で負担します。

会場

区内（申込者が用意して下さい）

申込方法

原則として、派遣を希望される日の二カ月前までに電話で申し込んでください。

申込（問合せ）先

中央区消費生活センター

電話 03(3546)5332

平成23年度 消費生活センター事業案内

◆ 消費生活相談

消費生活相談員が消費生活に関する相談をお受けします。

中央区役所 1階 中央区消費生活センター
平日（月～金曜日） 午前9時から午後4時まで

◆ 出張相談

毎月1回、特別出張所へ消費生活相談員が出張して消費生活相談を行います。

・日本橋特別出張所 毎月第3火曜日
午後1時から午後4時まで
・月島特別出張所 毎月第4金曜日

◆ 訪問相談

区役所や特別出張所への外出がむずかしい方に、消費生活相談員がご自宅などへ訪問します。

◆ 消費生活講座

生活に身近な事柄や話題になっているものをテーマに取り上げ、専門の講師を招いて、消費生活に関する知識と理解を深めるために行います。

◆ 消費生活講座講師派遣（出前講座）

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループに講師を派遣します。

◆ 消費生活展 2011（10月23日開催予定）

区民部・総務部危機管理課・消費者友の会及び生活に関連する参加団体により、パネルや展示品を使い、日常生活に役立つ情報を提供します。
※健康福祉まつりと同時開催予定

◆ 「ちゅうおう消費者だより」の発行



◆ 「くらしの豆知識」の発行

日常生活にかかわる話題・問題点を取り上げ、かしい消費者を目指すため、くらしの情報を提供します。

◆ 「中学生向けパンフレット」の発行

悪質商法、契約、食品についてわかりやすく解説したパンフレットを、区内中学校の生徒へ配布します。



◆ 消費生活センターホームページ

消費生活問題の普及啓発と消費者被害の未然防止のため、消費生活情報を提供します。

アドレス <http://chuo-consumer.genki365.net>